



SMTB年金ニュース



(平成24年7月6日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【確定給付企業年金】

支払終了企業年金の制度終了手続について

先般の財政運営基準等の見直し(平成24年1月31日付 省令・通知改正)により、支払終了企業年金(※1)の制度終了後の残余財産の取扱が規約記載事項とされました。

(※1) 全受給権者等に対する年金・一時金支給が完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金

7月5日付で、厚生労働省から、この支払終了企業年金の制度終了手続を明確化する措置を含む通知改正等が実施されましたのでご連絡いたします。

I. 改正された通知等

- ・『[確定給付企業年金制度について](#)』(平成14年3月29日年発第0329008号)
- ・『[確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について](#)』
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)
- ・『[支払終了企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について](#)』(平成24年7月5日付事務連絡)

II. 主な内容

- ・ 支払終了企業年金が制度終了しようとする場合には、支払終了企業年金になることが確認されたこと及び清算人の候補を「規約型企業年金 支払終了報告書」によって地方厚生局長等に報告する。
- ・ 地方厚生局長等は、支払終了報告書の提出を受け、制度継続困難であることを認めた場合は、規約の承認取消を行う。
- ・ また、地方厚生局長等は、支払終了報告書で示された清算人候補を踏まえ、清算人を選任するとともに、規約の承認取消と併せて事業主・清算人に通知する。

上記のほか、支払終了企業年金となった受託保証型確定給付企業年金(※2)の制度終了手続において、財産目録等の承認申請を決算報告書の承認申請と同時に行うことが可能とされました。

(※2) 年金資産が将来の給付のために積み立てておくべき額(債務)を下回らず、積立不足が生じない形態(例：生保一般勘定)で運用されている閉鎖型確定給付企業年金

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませ願います。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581